



あわじ花さじき

淡路景観園芸学校

県立淡路島公園

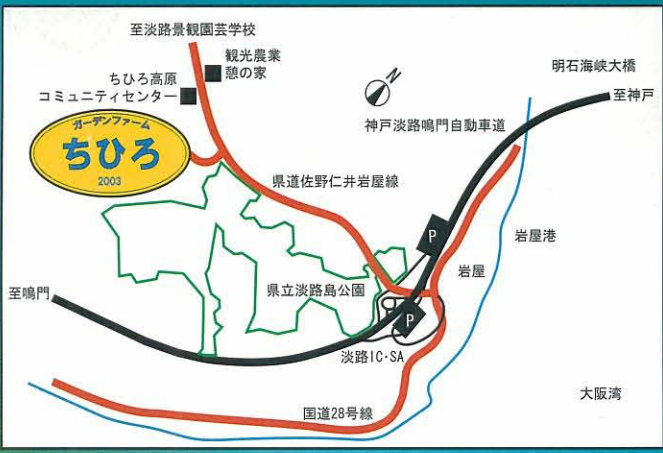
淡路IC・SA

美湯 松帆の郷

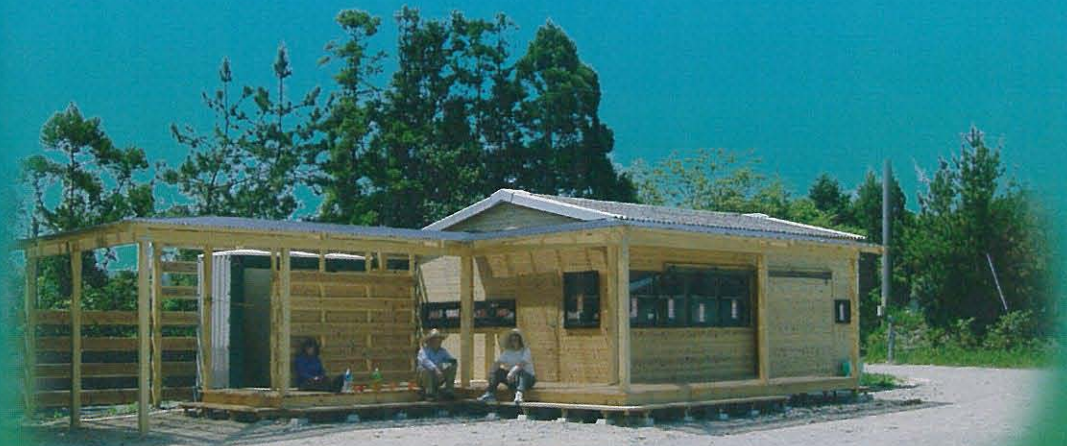
田の代海岸

淡路 岩屋港

道の駅あわじ



問合せ先
 NPO 北淡路高原ファームビレッジ
 〒656-2341
 兵庫県津名郡淡路町
 楠本字西田2443-19
 TEL/FAX 0799-72-5111



NPO 北淡路高原ファームビレッジ

NPO 北淡路高原ファームビレッジ ちひろガーデンファーム

淡路町に貸農園スタート

ゆったりとした広場を持つ
48区画のガーデンファーム



広いテラスを持つ管理事務所

NPOファームビレッジのメンバーに指導を受け、
野菜作りを楽しむ人々

春、苗を植える家族



夏、開設準備のメンバー達が
テラスでバーベキューを楽しむ

ちひろガーデンファーム(市民農園)利用規程(抜粋)

- 1 場所・区画 淡路町楠本字西田2443-19の農地で、1区画約50㎡の農地が計48区画あります。
- 2 期間・時間 利用期間は原則として4月1日から翌年3月31日までとし、利用時間は日の出から日没までとします。
- 3 料金 1区画につき年額3万円とします。但し特別の理由がある場合はこの限りではありません。利用料金は事務所へ直接又は口座振込により支払って下さい。
- 4 目的 野菜・草花等の栽培に限ります。樹木及び多年生植物は栽培出来ません。
- 5 設備 備付けの農機具庫・トイレ・水道・一輪車は自由に利用できます。その他の農機具や肥料等は有料です。
- 6 解約 次に該当する場合、契約を解除する場合があります。
 - (1) 利用者が解約を申し出たとき
 - (2) 禁止行為を行ったとき
 - (3) 正当な理由なく耕作しないとき、又は3ヶ月以上農園を放置したとき
 - (4) 利用者として相応しくない行為を行ったとき
 - (5) 農園の管理運営において特別な事情が生じたとき尚、利用料は(5)以外の場合は返還しません
- 7 返還 利用期間が満了した時は返還して頂きます。但し、引き続き利用されたい時は更新して利用できます。
- 8 その他 この規程に定めない事項についてはNPO北淡路高原ファームビレッジで検討し、解決するものとします。